

令和 8 年度

国営土地改良事業地区調査

浪岡川二期地区浪岡ダム付帯施設地質調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

国営土地改良事業地区調査浪岡川二期地区浪岡ダム付帯施設地質調査業務（以下、「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、浪岡ダムの地質調査を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は、青森県青森市浪岡大字王余魚沢地内で別添1位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) ボーリング及び土質等の調査位置は、別添2施工位置図のとおりである。
なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。
- (2) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (4) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (5) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。

(管理技術者)

第1-5条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－土質及び基礎 応用理学－地質
	農業	農業土木 農業農村工学
	建設	土質及び基礎
	応用理学	地質
博士	農学	
	理学又は工学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
	地質	
	土質及び基礎	

- (2) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(配置技術者の確認)

第 1－6 条

共通仕様書第 1－10 条における業務計画書の作成及び共通仕様書第 1－11 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－7 条

受注者は、共通仕様書第 1－38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第 1－8 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容につ

いて履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合。
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合。
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合。
- (4) 業務成果品のミス、不備等。

(業務スライドの試行)

第 1－9 条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第2章 作業内容

(作業項目及び数量等)

第2-1条

作業項目及び数量等は、次表（以下、調査数量表という。）のとおりとする。

詳細は別紙1 作業項目表に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
岩盤ボーリング（オールコア）	L = 10.0m	測点 No. 156.48
岩盤ボーリング（オールコア）	L = 10.0m	測点 No. 148.19
岩盤ボーリング（オールコア）	L = 10.0m	測点 No. 146.48
資料整理とりまとめ（一般調査業務）	1 業務	
断面図等の作成（一般調査業務）	1 業務	
標準貫入試験	30 回	10 回/ 1 地点当たり
現場透水試験	6 回	2 回/ 1 地点当たり
計画準備	1 業務	
既存資料の収集・現地調査	1 業務	
資料整理とりまとめ（解析等調査業務）	1 業務	
断面図等の作成（解析等調査業務）	1 業務	
総合解析とりまとめ	1 業務	

(作業の留意点)

第2-2条

地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) ボーリング調査

ボーリング調査の調査方法は、共通仕様書第3-3条に基づくものとする。

(2) 現場透水試験

現場透水試験は、調査ボーリング孔のうち調査数量表に示す調査孔において実施するものとする。試験方法は、共通仕様書第4-9条に基づくものとする。

なお、詳細については、別途監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

(3) 標準貫入試験

標準貫入試験は、各ボーリング孔において地表1m地点より1m毎に実施するものとする。

なお、試験方法は、共通仕様書第5-3条に基づくものとする。

(4) ボーリング成果

ボーリング成果は、共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

(5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承認を得るものとする。

(6) 第3-1条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(7) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

「工事工種の体系化」は、以下を参照。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html

(業務写真における黒板情報の電子化)

第2-3条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第3章 貸与資料

(貸与資料等)

第3－1条

貸与資料は、次表のとおりとする。

番 号	資 料 名	数 量
1	国営浪岡川農業水利事業 事業誌	1 部
2	国営浪岡川農業水利事業 浪岡ダム技術誌	1 部
3	国営浪岡川農業水利事業 施設管理図（浪岡ダム）	1 式

(貸与資料の取扱い)

第3－2条

第3－1条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。
- (2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き完了検査時に一括返納しなければならない。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書第1－9条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（地質調査結果資料作成時）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

成果物を共通仕様書第1章第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
このほか、要約版（市販のファイル綴じで可）を提出するものとする。
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。
青森県弘前市大字新寺町 149－2
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

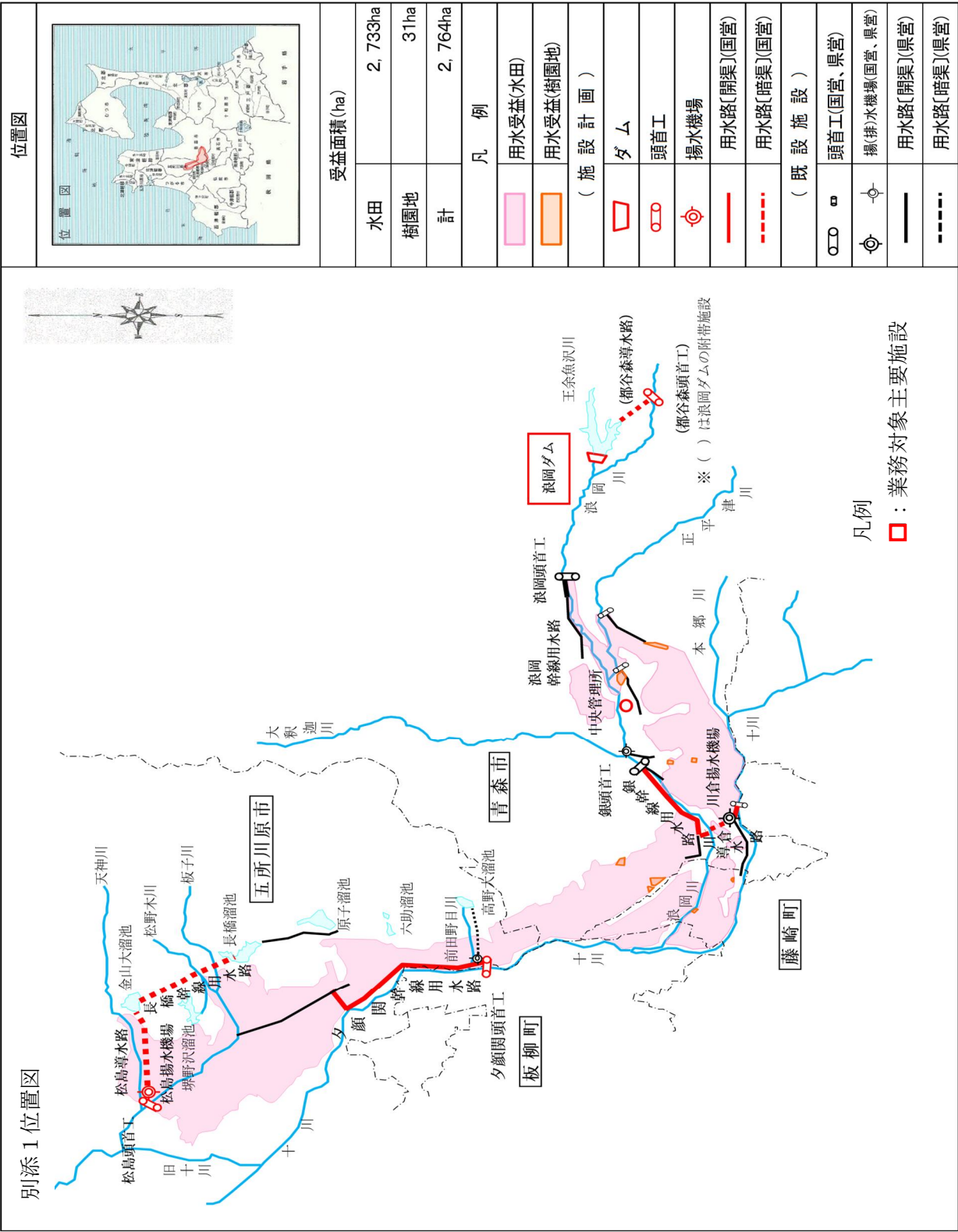
- (1) 第2－1条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。
- (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係者協議等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他

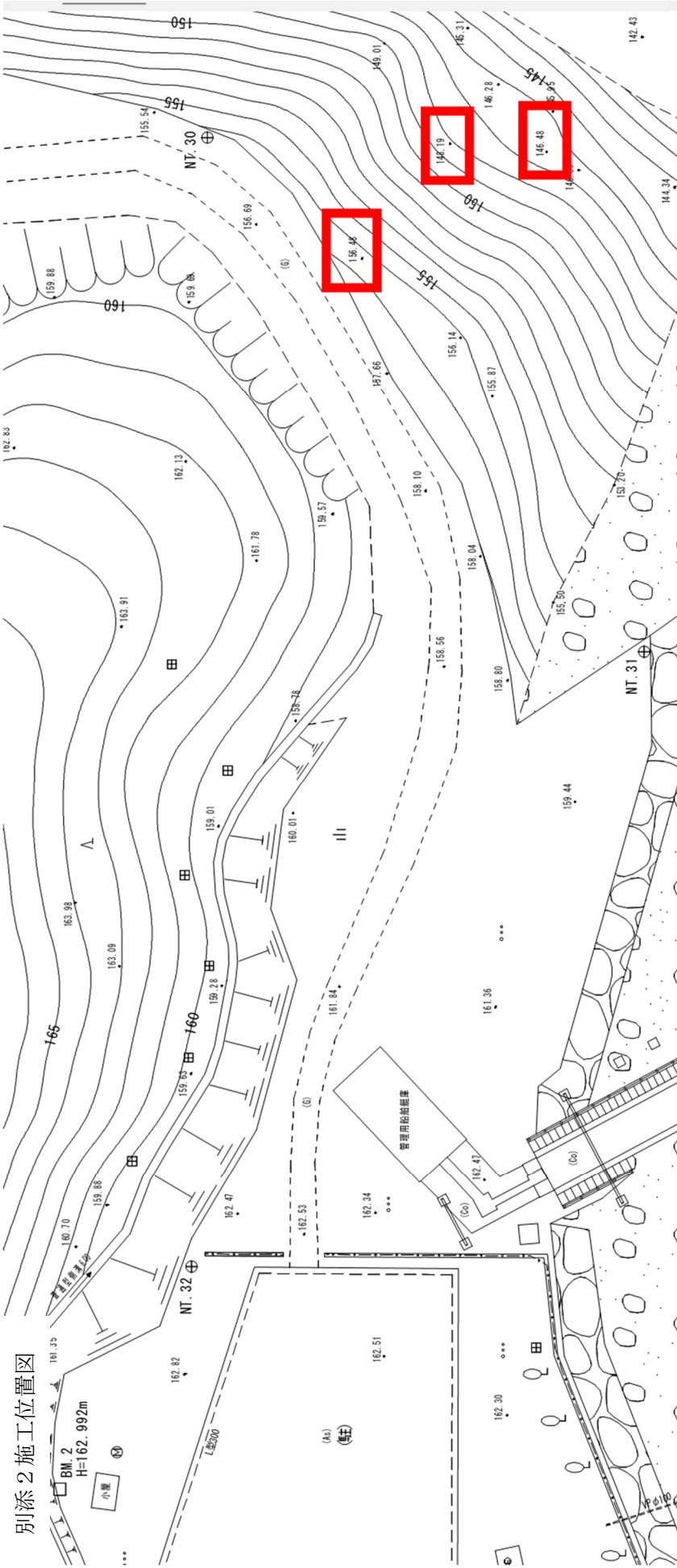
第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。





別紙1 作業項目表

調査業務

作業項目	規格	単位	数量	備考
1. ボーリング調査				
機械ボーリング 測点No. 156. 48	岩盤ボーリング(オールコア), φ 66, 軟岩	m	10. 0	
機械ボーリング 測点No. 148. 19	岩盤ボーリング(オールコア), φ 66, 軟岩	m	10. 0	
機械ボーリング 測点No. 146. 48	岩盤ボーリング(オールコア), φ 66, 軟岩	m	10. 0	
2. 資料整理とりまとめ(一般調査業務費)		式	1	
3. 断面図等の作成(一般調査業務費)		式	1	
4. 原位置試験				
標準貫入試験	軟岩	回	30	
現場透水試験	ケーシング法	回	6	
5. 仮設工				
準備及び跡片付け		式	1	
現場内小運搬	人肩運搬, 総運搬距離50m以下	ton	1. 9	
現場内小運搬	人肩運搬, 総運搬距離50m以下	ton	2. 8	
足場仮設	平坦地足場 高さ0. 3m以下, 深度50m以下	箇所	1	
足場仮設	傾斜地足場 30° 以上～45° 未満, 深度50m以下	箇所	2	
調査孔閉塞		箇所	3	
給水費		箇所	3	

調査業務（解析）

作業項目	作業内容	作業実施欄
計画準備	機械ボーリングの解析等調査業務において調査計画の立案及び業務計画書を作成する。	○
既存資料の収集・現地調査	地質調査に係る関係文献等の収集と検討、調査地周辺の現地踏査を行う。	○
資料整理とりまとめ(解析等調査業務費)	地質調査に係る各種計測結果の評価及び考察（異常データのチェックを含む）、試料の観察を行う。	○
断面図等の作成(解析等調査業務)	地質調査に係る地層及び土性の判定、土質または地質断面図の作成（着色含む）を行う。	○
総合解析とりまとめ	地質調査に係る調査地周辺の地形・地質の検討、地質調査結果に基づく設計施工上の留意点の検討を行う。	○